

# 「大分県スポーツ推進条例（仮称）案」に対する 県民意見の募集の結果について

平成30年2月20日

県議会では、平成29年12月14日から平成30年1月15日までの間、「大分県スポーツ推進条例（仮称）案」について、広く県民の皆様からご意見の募集を行いました。

現在、条例化に向けた作業を進めていますが、お寄せいただきましたご意見と、それに対する県議会の考え方を取りまとめましたので、公表します。

なお、13人の皆様から延べ18件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

条例案の条項	ご意見・ご提案の概要	県議会の考え方
条例の趣旨	<p>県議会で、県民のスポーツ推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための条例制定を検討していることは、意義深く受け止めている。</p> <p>このことにより、大分県スポーツ推進審議会や大分県スポーツ推進計画の更なる充実、進化が図られ、もって、県民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツの楽しさや感動を味わいながら、健康で活力ある生活を営むことができる「スポーツ大分」の環境づくりや条件整備を、県行政の責務において推進するシステムの構築とその実践に大変期待している。</p>	<p>ご意見のとおり、この条例では、県民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わいながら、健康で活力ある豊かな生活を営むことができる大分県の実現を目指すこととしており、そのための環境整備を図ることとしています。</p> <p>今後、より一層の環境整備に取り組んでまいります。</p>
	<p>私はスポーツが好きで、健康づくりを主な目的としてこれからも続けていきたいと思っているので、この条例に賛成する。</p> <p>みながそれぞれスポーツで健康を維持するとともに、仲間づくりができて、年を取っても仲間と交流が持てることは、死ぬまで現役という観点でも大事だと思う。</p> <p>この条例ができることで、今までスポーツをしていなかった人も含めて、より多くの人にスポーツをしていただけるといいと思う。</p> <p>ラグビーワールドカップを控え、今がスポーツを盛り上げる機会だと思うので、大分がスポーツで盛り上がるようがんばってほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、この条例では、より多くの方がスポーツに親しめるよう、社会全体でスポーツを推進することを目指しています。</p> <p>今後、ラグビーワールドカップ2019などのスポーツイベントが開催されることも踏まえ、スポーツの推進に取り組んでまいります。</p>
	<p>この条例には、県民参加の促進や、県民や事業者の役割が書かれている。</p> <p>スポーツをするのは良いことだと思うが、条例に書かれるとスポーツを強制されるといけないことにならないか。</p>	<p>この条例は、県民にスポーツを強制するものではなく、身近にスポーツに親しむことのできる環境づくり等を推進することによって、自主的・主体的にスポーツに取り組んでいただくことを目指すものです。</p> <p>ご指摘のあった、条例案第3条第1号に規定している県民参加の促進は、県民によるスポーツ活動への自主的な参加を促すものです。</p> <p>また、条例案第5条に規定している県民及び事業者の役割は、努力義務としています。</p> <p>いずれも強制を伴う内容ではありませんので、ご理解ください。</p>
前文	大分県立屋内スポーツ施設は武道館であることを明らかにしてほしい。	ご提案の趣旨につきましては、今後、検討することとします。

<p>前文</p>	<p>ラグビーによる教育的効果（品位・尊重・規律・結束・情熱）を記載してほしい。</p>	<p>スポーツの教育的効果として、条例案第3条第3号に「子どもの心身の健全な発達、規範意識の醸成及び豊かな人間性の涵養」を記載しています。 この条例はスポーツ全般について規定する条例であるため、ラグビーによる教育的効果ではなく、条例案のとおりスポーツによる教育的効果を記載したいと考えます。</p>
<p>第3条</p>	<p>条例案第3条には、スポーツをする理由を書いているが、スポーツをすること自体に興味があるのであって、このような理由がなければスポーツをしないということではないため、不要な規定ではないか。</p>	<p>条例案第3条は、スポーツの推進に当たっての基本理念となる事項について規定しています。 ご意見のありました、スポーツをすることの意義については、条例案前文に記載していますので、ご理解ください。</p>
<p>第10条</p>	<p>最近気がかりなのは、子どもが運動しなくなっていることである。 社会が発達して歩かなくなったこと、ゲームやアニメなどがはやっていること、子どもの数が少なく遊び仲間がいなくなったことや、とにかく危ないことはやめさせるという風潮もその原因ではないか。 子どもの時の運動は大事で、後の基本になる。走ることや泳ぐこと、ボールを投げるような基礎的な運動を身に付けられるようにする必要がある。 こうしたことに条例で取り組んでいただけるようお願いする。</p>	<p>条例案第10条に、県が、子どものスポーツ活動を推進するため必要な施策を講じる旨を規定しています。 いただいたご意見は、子どものスポーツ活動の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>第11条</p>	<p>条例案第11条の「学校におけるスポーツ活動の推進」は、学習指導要領に記述することであり、条例に記述することではないのではないか。</p>	<p>条例案第11条は、教員の資質の向上や外部指導者の活用、部活動の充実など、学習指導要領に定める内容以外のことも規定していますので、ご理解ください。</p>
<p>第13条</p>	<p>県民が元気になるためには、大分県の選手やチームが全国レベルで大活躍することが大事だと考える。 各競技ごとに1つずつ重点高校を認定してそこに優秀な選手を集めて甲子園など全国の場での活躍を狙ってはどうか。 その高校を卒業した後も、選手たちがプロとして活躍することが見込まれる。 また、優秀な選手には重点的に予算を投入して、年少の時期から育成してはどうか。 その選手がオリンピックでメダルを取るなどの活躍をすれば、十分元は取れると思う。</p>	<p>条例案第13条に、県が、競技力の向上を図るため必要な施策を講じることを規定しています。 いただいたご意見は、競技力の向上に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>第13条</p>	<p>スポーツは健全なものであり、文化として存在する必要がある。 アンチドーピングに関する啓発はどの部分に含まれるのか。</p>	<p>条例案第13条に、県が、競技力の向上を図るため必要な施策を講じることを規定しています。 アンチドーピングに関する啓発も必要な施策に含まれます。</p>
<p>第14条</p>	<p>総合型地域スポーツクラブが担っている活動がほとんどだが、名称がどこにも出てこない。 今後、総合型地域スポーツクラブが担う役割は大きいと思うので、検討してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、条例案第14条に、スポーツを通じた地域の活性化に必要な施策の例示として、「総合型地域スポーツクラブの活用」と記述します。</p>

第14条	スポーツによる国際交流を記述すべきと考える。	ご意見を踏まえ、条例案第3条及び第14条に、スポーツを通じて国際交流を促進する旨を記述します。
第16条	指導者の育成や、資質の向上という内容を入れても良いのではないかと。 資質の向上は育成に含めても良いのかもしれないが。	条例案第16条に、県が、指導者の育成に必要な施策を講じる旨を規定しています。指導者の育成には、資質の向上も含まれます。
第18条	条例案第18条の「スポーツ施設の整備等」は、スポーツは施設がなくても工夫すればできるので、財政難の中で不要ではないかと。	スポーツやスポーツ活動を行うためには、一定程度の施設が必要になります。スポーツ施設の整備等に当たっては、効率的かつ効果的に行うよう努めてまいります。
その他	条例案前文に「県民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツに親しみ・・・」とあるが、現実には、仕事の都合などでスポーツをしたくてもできない人がたくさんいると思う。 働き方の問題も関係しているのではないかと。 そういう人たちが、スポーツをできるようにすることが大事なのではないだろうか。 この条例が実現して、みんながスポーツできるようにになればいいのではないかとと思う。	条例案第3条第1号に、スポーツの推進に係る基本理念として、「全ての県民が、生涯にわたって、自らの関心、目的、体力、技術、健康状態等に応じて、身近にスポーツに親しむことのできる機会の確保を図ることによって、スポーツ活動への自主的な参加を促進すること」を規定しています。 また、条例案第5条において、事業者の役割として、スポーツの推進に関する努力義務を規定しています。 ご意見を踏まえ、今後、身近にスポーツに親しめる環境づくりに、より一層取り組んでまいります。
その他	運動競技としてのスポーツは苦手だという高齢者や子どもはたくさんいる。 その人たちには、遊びながら、楽しみながら身体を動かすということが重要であるため、第10条の表題を「子どものスポーツ・レクリエーション活動の推進」に、第14条の表題を「スポーツ・レクリエーション活動を通じた地域の活性化」に、それぞれ修正し、併せて本文も修正した方が良いと思う。 また、同じ理由で、第16条の文言について「スポーツ・レクリエーション指導者及びスポーツ・レクリエーション活動に携わる人材」に修正した方が良いと思う。	条例案第2条第1号において、スポーツはレクリエーションを含むと定義しています。したがって、ご指摘の箇所は原案どおりとしたいと考えます。
その他	スポーツ選手やスポーツに関わる方々へのリスペクトが、県民の風土であるような環境づくりを講ずることができればと思っている。	この条例は、県民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わいながら、健康で活力ある豊かな生活を営むことを目指しています。 この条例の趣旨が広まれば、スポーツ選手やスポーツに関わる方々への敬意が自然に生まれてくるものと思います。
その他	近い将来、ラグビーワールドカップや東京オリンピックが控えている。大きなイベントも県民の意識を高める大事な要素ではあるが、何よりも大切なことは、スポーツを日常的な活動として続けていくことだと考える。	ご意見のとおり、この条例では、県民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わいながら、健康で活力ある豊かな生活を営むことができる大分県の実現を目指し、そのための環境整備を図ることとしています。 今後、より一層の環境整備に取り組んでまいります。